第５次坂戸市
子ども読書活動推進計画

（令和８年度～令和１２年度）



坂戸市教育委員会

目次

第１部　総論 1
第１章　計画策定の趣旨 1
１　策定に当たり 1
２　子どもの読書活動に関する国及び県の動き 1
３　坂戸市の動き 2
４　第４次計画期間における取組状況 3
第２章　計画の基本的な考え方 5
１　計画の性格 5
２　計画の目標 6
３　計画の期間 6
第２部　各論 7
第１章　本に触れる機会を増やす取組の充実 7
１　家庭における推進 7
２　地域における推進 9
３　学校等における推進 12
４　地域、学校等の連携・協力 15
第２章　子どもの読書活動を推進するための環境の整備及び充実 17
１　市立図書館の整備及び充実 17
２　学校図書館の整備及び充実 22
第３章　子どもの読書活動に関する啓発及び広報の推進 25
１　「読書週間」を中心とした啓発及び広報 25
２　優良な図書の普及 26
第４章　子どもが読書に親しむための推進体制の整備 27
第３部　資料 28

第１部　総論

第１章　計画策定の趣旨

１　策定に当たり

読書により、子どもたちは、広い世界を知り、発見や感動を体験し、自ら考える習慣や豊かな感性、思いやりの心が身に付くほか、語彙(い)量の増大や文章を書く力などの向上が期待できます。これらは、より高度な教育に進むための基礎学力を高めるという面で、生涯にわたり大変重要で意義のあることです。

このように、子どもたちが本との出会いを体験し、人生において本と長く親しんでいくためには、子どもの発達段階に応じた支援が必要であり、自ら進んで読書活動に取り組めるよう、社会全体でこれを支え、環境の整備に努めていくことが求められます。

子どもたちに本の魅力を伝え、自主的に読書を楽しむ環境を整えるためには、家庭、地域、学校等が本計画で示すような取組を進め、それぞれの役割を果たしながら、子どもの読書活動への理解や関心を高め子ども自身と子どもに関わる大人たちへの働きかけが大切です。

２　子どもの読書活動に関する国及び県の動き

国は平成１３年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、４月２３日を「子ども読書の日」と定めました。さらに平成１４年８月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）を策定し、令和５年３月には第五次計画が策定されました。この計画では、子どもたちの不読率[1]の低減や、デジタル社会にも対応した読書環境の整備、多様な子どもの可能性を引き出し子どもの視点に立った読書活動を推進することを基本的方針とし、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受け、子ども自身が主体的に読書活動を行っていくことを社会全体で推進することを目標にしています。

また、電子書籍などデジタルコンテンツの普及や令和元年６月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）の制定等、読書のあり方が多様になってきています。

---

[1] 1 か月に 1 冊も本を読まない子どもの割合。「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）に基づき、「5 月 1 か月間に読んだ本の冊数が 0 冊」の児童生徒の割合を「不読率」としている。

一方、埼玉県でも、平成１６年３月には「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定され、令和６年７月に第五次計画が策定されました。この計画では不読率の低減を基本方針とし、多様な子どもたちの読書機会の確保のため、家庭、地域、学校等の活動の推進や連携、子どもの視点に立った取組を通じて、子どもたちが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身につけ、子どもの読書活動が一層活発になることを目指しています。

３ 坂戸市の動き

本市においても法律や国・県の計画を受け、子どもの読書活動の推進を図るため、家庭をはじめ、保育園や幼稚園、小・中学校、児童センター、図書館その他施設が持つ資料や機能を活かし、相互に協力しながら、すべての子どもがあらゆる機会と場において、本に興味、関心を持ち、読書活動を行うことができるよう、平成１８年に「坂戸市子ども読書活動推進計画」（第一次）を策定しました。

平成２８年には「坂戸市子ども読書活動推進計画」（第三次）を策定し、地域における種々の施策を行ってきました。

令和元年の年末以降世界的に猛威をふるった新型コロナウイルス感染症により、子どもたちの生活習慣や学校の教育活動にも影響があり、更にＩＣＴ環境整備といった読書活動へ影響を与え得る環境変化があったことから、これらの影響により生じた課題や取り組むべき事項を含め、「第４次坂戸市子ども読書活動推進計画（令和３年度～令和７年度）」を策定しました。

子どもたちはタブレット等の電子媒体の利用がより身近なものとなり、生活の中での読書環境も変化しています。本と電子媒体の双方の利点を活かしつつ、必要な情報を見つける能力を身に付けることや、情報と情報がどのような関係にあるのかを考えながら読むことができるようにすること、そのために読書への興味を引き出し、読書時間を確保していくことが課題となっています。

本市でもこうした課題や将来を見据えて計画を推進するため、「第５次坂戸市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

4 第4次計画期間における取組状況

(1) 家庭や地域における取組

家庭で保護者から絵本を読んでもらうなど、子どもが大人とともに本に親しむ機会をもつことは大切です。そこで、図書館では、家庭において子どもが読書に親しむための情報提供や、子どもが本とふれあうことのできる環境づくりに努めてきました。

乳幼児と保護者が、一緒に絵本を介して楽しいひとときを体験し家庭でもすぐに実践してもらえるよう、市民健康センターで行っている３か月児健診時に、絵本の読み聞かせ体験と絵本をセットでプレゼントするブックスタート事業を実施しています[2]。また、３歳児健診時に３～５歳対象のブックリストを配布し、読み聞かせに役立つ情報提供も行っています。

(2) 図書館における取組

子どもの読書活動を推進するためには、豊富で多彩な図書資料を保有し、長く読み継がれているような基本的な図書は、常時利用できる状態に保つことが大切です。児童書の選定や収集に力を入れ、新刊図書の購入を進めるとともに、読み継がれてきた絵本や傷みの激しい児童書は買い替えをするなど蔵書の充実に努めました。

また、読書離れが進む１０代を対象にティーンズ文庫コーナーを設置し、図書館利用の促進につなげるとともに、ティーンズ向けの展示を計画的に実施し啓発に努めました。その他、ボランティアと連携・協力し乳幼児に向けた読み聞かせや手遊び等を行う「ちいさい子のおはなし会」や親子で参加できる「おはなし玉手箱」、「夜のおはなし会」、毎週土曜日には絵本コーナーで「おはなしはらっぱ」等の行事も行っています。

保育園、幼稚園の園児を図書館に招待し、おはなし会終了後に、一人一冊、本を借りる体験をするなど、気軽に本を手に取ることができるような取組もしています。学校との連携では、調べ学習用図書の貸出や、図書館職員が学校に出向き実施する読書教室・読書朝会、中学生の社会体験チャレンジ事業(職場体験)、高校生・大学生のインターンシップの受入れ等を行っています。

---

[2] 令和６年７月開始。

(3) 小・中学校における取組

読書習慣の確立にむけて、小・中学校で朝の活動時間を活用したり、小学校低学年で図書室での読書の時間を設定したりすることにより読書時間の確保をしています。朝の活動時間や授業中の隙間時間、休み時間の読書に対応できるよう、図書館から団体貸出された本を活用しながら学級文庫の充実を図り、児童に提供しています。また、学校図書館に学校読書活動支援員を配置し、学校図書館の読書環境の整備を図っています。学校には、地域及び保護者のボランティアもおり、それぞれの特性を活かし読み聞かせや図書室の掲示、蔵書点検など様々な活動をしながら学校図書館を支えています。

さらに、学校読書活動支援員の情報交換や研修を継続的に行うことで、学校と図書館の連携が深められています。

第２章　計画の基本的な考え方

１　計画の性格

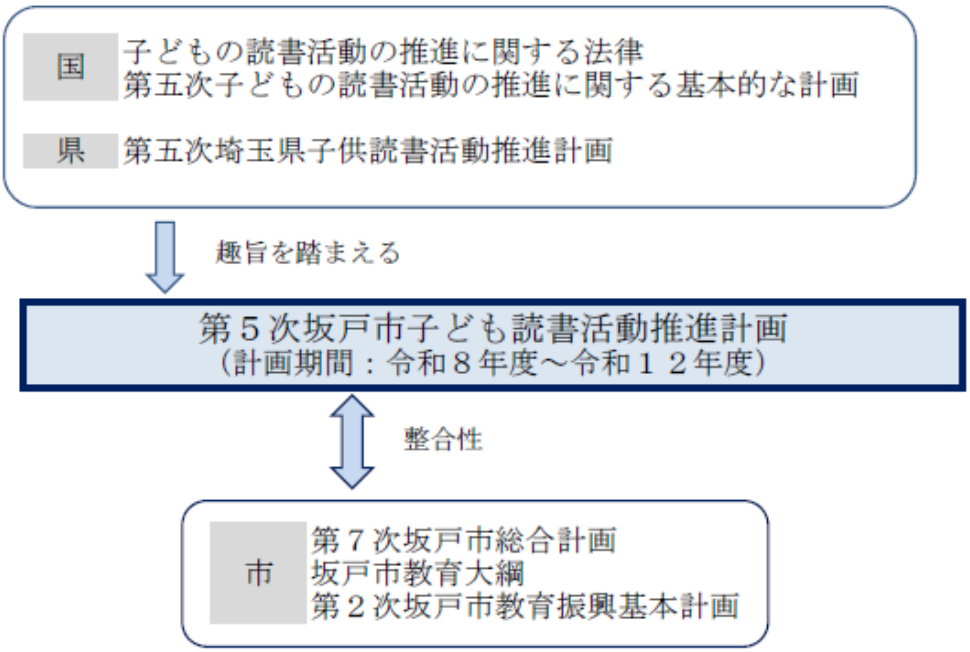
(1)　本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画であり、本市における今後５年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組の体系を示すものです。

(2)　本計画は国計画及び県計画に沿い、本市における子どもの読書活動の状況を踏まえて策定するものです。本計画における「子ども」の定義は「おおむね１８歳までの者」とします。

(3)　本計画は第７次坂戸市総合計画、坂戸市教育大綱、第２次坂戸市教育振興基本計画及びその他の関連する計画との整合性を図ります。

(4)　本計画による取組は、各年度の予算や個別の事業計画などの中で具体化していきます。

≪関連図≫



２　計画の目標

(1) 本に触れる機会を増やす取組の充実

子どもの読書習慣は、日常生活の中で身に付いていくものであり、家庭での読書が身近なものとなるよう子どもを取り巻く保護者等の大人へ向けての読書啓発は大変重要です。そのため保護者と子どもが一緒におはなしの面白さを体験できるよう、おはなし会を行うなど読書に親しむ機会の提供と充実を図ります。

また、子どもが読書により自発的・主体的・対話的な学習活動ができるよう支援します。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもが読書に親しむために図書館からの団体貸出[3]や配本[4]を活用し、保育園、幼稚園や児童センター等、子どもの身近な場所で気軽に本を手に取ることができるよう読書環境の整備・充実に努めます。

また、いつでもどこでも読書ができる機会を増やし、子どもの視点に立った学びに活かせるよう整備します。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

保護者や施設の職員などに対し、子どもの読書活動の価値や重要性について理解と関心を深めてもらうための啓発・広報を図ります。

(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

計画の推進を実効性のあるものとするため、子どもの読書に係る関係機関や家庭、ボランティアなどが相互に連携・協力し、その進捗状況の把握や見直し、改善など進行管理のための体制を整え社会全体で子どもの読書活動の充実に努めます。

３　計画の期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

[3]団体利用者に対して図書館資料を貸出すること。

[4]図書館のサービスポイントとして指定した公共施設に図書館資料を貸出すること。

第２部　各論

第1章　本に触れる機会を増やす取組の充実

１　家庭における推進

【役割】

家庭での読書は、おはなしの面白さだけでなく、本を介して親子でのふれあいや会話を増やし、「読書は楽しい」という経験を積む一歩となります。

おはなしを楽しむ子どもたちは、絵や文をじっくりと見て心を動かし、ページがめくられようとするそのときに、次はどうなるかと大きく心を動かします。

登場人物の多様な生き方や考え方に触れることで、子どもたち自身の想像力を養い、自発的な思考を促すことができます。

【現状と課題】

家庭においては、保護者が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが読書活動に継続して取り組むための働きかけの工夫が一層求められます。

特に文字の読めない乳幼児期は、読書のはじめの一歩として、保護者による読み聞かせを引き続き奨励していく必要があります。

読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりすることは、子どもが比較的低年齢のうちは機会が多いものの、子どもの成長とともに保護者の働きかけが少なくなる傾向があります。

また、近年は、大人と同様に子どもたちにとってもタブレット等の電子媒体の利用は生活の中でも身近なものとなっており、読書時間だけでなく、家族間のコミュニケーションの希薄さも社会的に懸念されています。

共働き世帯も増えたことにより、家族で一緒に楽しむ時間を共有する方法の一つとして「読書」を選択肢に加えていくよう、働きかけの方法に工夫が必要です。

【施策の方向】

子どもと一緒に本を読むこと、手に取れる場所に本が置いてある環境をつくること、読んだ本の話をすることなど、読書への習慣づけは日々の生活の中での積み重ねになります。家庭における読書活動を推進するため、様々な機会を通して読書が果たす役割への理解を広めていくよう啓発していきます。

【具体的な施策】

ア　保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有して、読書への雰囲気づくりを推進します。

イ　ブックスタート事業をはじめ、乳幼児期においては、家族による絵本などの読み聞かせを習慣的に行うよう啓発します。また、セカンドブック事業についても検討します。

ウ　乳幼児の保護者に向けて、親子のスキンシップの方法の一つとして読み聞かせや手遊び、わらべうたなど子どもと一緒に体験できる行事への参加を促進します。

エ　家庭における読書活動の支援のために、新刊や季節の本の案内、子どもの趣味や年齢等に応じた読書に関する相談サービスを充実させます。

オ　幼児から小学生のいる家庭に、家族でおはなし会等への行事への参加を促進します。

カ　中学生・高校生の時期には、読書に対する関心が低下しないよう、電子書籍を充実させるなど、読書の時間の確保や利用を啓発します。

キ　市が行う様々な子育て支援事業の機会に、子どもの読書や絵本についての啓発や相談に応じるほか、こども支援課などと連携しその取組を支援します。

ク　市内各施設の事業等の中で子どもの読書活動に関連するものに対し、その取組を支援します。

２ 地域における推進

(1) 図書館における推進

【役割】

図書館は、資料や情報を収集、整理、保存して、誰もが利用できる場です。情報と人をつなげ、人と人をつなげ、人と地域をつなげる中核的な役割を担っています。

【現状と課題】

図書館は、子どもたちばかりでなく、保護者にとっても子どもに与えたい本を選んだり、子どもと一緒に読書したりすることのできる場です。

本市の図書館は、中央図書館、勝呂分館、大家分館そして城山分室があります。児童書の蔵書数は１０２，４４９冊で、蔵書冊数全体に占める児童書の割合は３１．８％となっています。

また、児童書の年間貸出冊数は、１２２，２４７冊で、総貸出数に占める割合は３３．２％になります。(令和８年３月３１日現在)

市立図書館では読み聞かせやブックトーク(本の紹介)などの実施、子どもに薦めたい本の展示など様々な取組を行っています。図書館は、子どもに対するサービスの方針や運営計画を明確にし、それらに基づいて児童図書の選書・収集・提供や必要なスペースの確保、各種行事の実施、ボランティアの育成などを図っていくことが求められます。

また、図書館利用に障害のある子どもや、外国語を母語とする子どもも利用できる資料や場所の整備を進めていくことが必要です。

【施策の方向】

図書館は学校と並んで、子どもの読書活動推進の中核的な役割を担っています。

子ども(図書館利用に障害のある子どもや、外国語を母語とする子どもなどを含む)への絵本・図書の提供や読書相談、おはなし会や映画会などのサービスを、関係機関などと連携・協力を図りながら充実させていきます。

また、読書バリアフリー法をふまえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍[5]（以下「アクセシブルな書籍」という。）及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍

[5] 読書バリアフリー法第２条第２項において、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義される。

等[6]（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）の充実、外国語を母語とする子どもたちへの多言語対応図書の充実に努めます。

多世代交流拠点として北坂戸地区に今後オープンする予定のこども図書館とともに、さらに、子どもの読書活動について理解と関心を深めるための広報・啓発活動を進めていきます。

【具体的な施策】

ア　ボランティアと連携・協力して、おはなし会や映画会などの児童サービスの充実に努めます。

イ　総合的な学習の時間や調べ学習を支援するため、児童生徒向けのレファレンスを充実させ、本を通じて自ら学習する心を育成します。

ウ　本や物語への興味を引き出す入口として、人形劇公演などの事業を企画実施します。

エ　図書館利用に障害のある子どもや、外国語を母語とする子ども及びその保護者へのサービス充実に努めます。

オ　研修等を通じ、市立図書館職員のスキル向上を図ります。

カ　学校が行う読書教室・読書朝会や保育園、幼稚園が行うおはなし会等にボランティアと職員を派遣し、学校等における読書活動を支援します。

キ　読書活動推進のために活動する地域ボランティアの発掘や児童・青少年サービスの知識、技術を持ったボランティア[7]の育成に努めます。

ク　除籍した図書や雑誌を、リサイクル資料として広く市民に提供し、家庭での読書機会の拡大につなげます。

ケ　子どもやあらゆる世代にとって、より利用しやすい図書館となるよう、アンケート等を実施し、子どもの意見を事業や資料の収集に反映させます。

---

6 読書バリアフリー法第 2 条第 3 項において、「電子書籍その他の書籍に関する文字、音声、点字等の電磁的記録…（略）…であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義される。

7 中高生向けの本の紹介や、読み聞かせの知識を持つボランティア。

⑵ 児童センター、その他施設における推進

【役割】

児童センターや学童クラブ等の地域の施設は、子どもたちの読書習慣を身に付けるための、本に触れる機会やきっかけを提供する場になります。

【現状と課題】

子どもの読書活動は家庭や図書館だけではなく、児童センターなどでも読み聞かせや本の貸出等が行われています。子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、様々な機会を通して本に触れ、親しんでいくことが大切です。

本市には児童センターが４館、学童クラブが１４か所、親子向けのつどいの広場が２か所、障害児通所事業所が２３か所あります。

つどいの広場では、定期的にボランティアと連携・協力し、親子で本に親しむ事業が行われています。

一方で、児童センターや一部の学童クラブ、障害児通所事業所では読み聞かせ等も実施していますが、図書館の団体利用ができることを知らなかったなど、図書館利用の周知が必ずしも十分とはいえない現状にあります。

また、各地域交流センターは、市民の活動の拠点として、多様な市民ニーズや地域に根ざした課題に対応する事業を計画的に展開することが求められていますが、少子化が進んでいるため、読書活動に限らず子ども向け事業の企画が難しいことが課題となっています。

【施策の方向】

児童センター、学童クラブ等においては、子どもたちの読書意欲に応えるため、家庭や地域のボランティアと連携・協力し、図書館の団体貸出制度の活用やボランティアを派遣して読み聞かせを実施するなど、読書活動の機会の拡充に努めます。

【具体的な施策】

ア　児童センター、学童クラブ等においては、図書館の利用を周知し団体貸出や配本などを活用して、蔵書の充実に努めます。

イ　各施設が行う乳幼児、児童生徒対象の事業に、地域のボランティアと連携・協力し、読み聞かせやストーリーテリング[8]などの導入に努めるとともに、おはなし会の充実に努めます。

---

8 お話（物語）を覚えて子どもたちに語って聞かせること。「お話」、「すばなし(素話)」ともいう。幼児でも物語を楽しむことができ、読書への導入手段としても用いられる。

ウ　市立図書館と連携・協力しながら、読み聞かせの大切さを伝えるとともに図書の紹介などを行い、読書活動の推進に努めます。

エ　つどいの広場において行うおはなし会(おはなし本棚)を通じ、乳幼児期の親子が本に親しむ機会の拡充について支援します。

3 学校等における推進

(1) 保育園や幼稚園における推進

【役割】

乳幼児期から好奇心や探求心を高め、感受性や知的発達を促すため、子どもが絵本や図鑑などに身近に触れられることが大切です。

子どもの年齢に応じた読み聞かせ等、園の生活の中でも子ども自身が楽しみながら本に触れられる機会を提供する場になります。

【現状と課題】

保育園や幼稚園では、年齢に応じた絵本や紙芝居の読み聞かせや家庭への絵本の貸出、絵本コーナーの設置などを行っており、園の中でも日常的に本に親しめる取組をしています。

子どもは個性の違いはあるものの、本が好きであり、その気持ちを育み、家庭生活でも本に親しめるようにするため、保護者に対しても積極的な働きかけが必要です。

市立図書館での子ども向け事業やおすすめ本の紹介など、図書館側から園側に積極的に案内するなどし、情報提供することも必要です。

【施策の方向】

子どもの年齢、発達に見合った本を与え、興味や関心を高める機会づくりを行い、本を介して子どもと触れあい、読み手の声やぬくもりを通じて豊かな心を育てます。

また、家庭生活でも親子で一緒に本に親しめるようにするため、園による保護者への積極的な支援活動に努めます。

【具体的な施策】

ア　園内での生活の中で、読み聞かせ等、絵本や物語に触れる機会を充実させるとともに、家庭生活でも乳幼児から本に親しめるような環境となるよう整備していきます。

イ　図書館や地域のボランティアと連携・協力し、絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどおはなし会の充実に努めます。

ウ　保護者会、園・クラスだより、連絡帳などで、園児の好む本や読ませたい本を紹介していきます。また、読み聞かせを通した親子の触れあいの大切さを伝えていきます。

エ　絵本コーナーを充実させ、園児及び保護者への貸出を広げていきます。

オ　障害のある子どもに対し、本を介して触れあいながら読書への興味を養い、発達を図ります。

(2) 小・中学校における推進

【役割】

児童生徒は、読書における環境や経験がそれぞれ違い、家庭で読書をする習慣があまりない児童生徒もいる状況です。そのような中で、児童生徒全員に「読書」を体験させることが可能な場所が学校です。

児童生徒を取り巻く世界は、発達段階に応じて広がっていきます。本を読んで考え、理解することのほかに、本について友達と語り、作者や著者の思いを感じる体験をすることで、児童生徒の感性や想像力が育まれます。

また、児童生徒が情報を収集し、必要なものを選択して、自ら情報発信するような様々な世界とつながる力を養う活動を提供する役割もあります。

【現状と課題】

学校における読書活動は、国語科に加え、「総合的な学習の時間」等での児童生徒の調べ学習において行われています。小学校の調べ学習については、平成２６年度から図書館において開催されている「図書館を使った調べる学習コンクール」を案内し、調べ学習への興味関心やインターネット以外での調べ方の技術を高められるよう取り組んでいます。

そのほかにも各小・中学校では朝の読書活動などによる読書時間の確保、学校ボランティアによる読み聞かせやブックトーク、課題図書の設定などによる読書指導を、年間を通して計画的に実施しています。

学校図書館は、児童生徒が読みたい本を借りたり、その場で読んだりするといった「読書センター」としての機能と、児童生徒の自学自習や授業における調べ学習等をする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の知りたい、調べたいことのニーズに対応する「情報センター」としての機能があります。そのため、学校図書館の果たす役割は、児童生徒の健全な教養を育成する上で極めて大きいものです。

※学校図書館における貸出冊数及び利用人数

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
貸出冊数（冊）	小学校	172,210	156,812	151,134
	中学校	12,942	12,021	10,146
利用延べ人数（人）	小学校	156,292	143,789	138,972
	中学校	12,310	11,456	9,469

※「図書館を使った調べる学習コンクール」応募人数

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
応募人数（人）	５９	５６	８０

【施策の方向】

小・中学校においては、児童生徒が様々な本と出会い読書の楽しさを実感できるように、読書指導の目標を設定し、家庭や地域と連携・協力して目標に向けた取組を進めます。

さらに、学校図書館担当教諭[9]や学校読書活動支援員を中心に、学校図書館の利用拡大や読書活動の推進に努めます。

また、障害のある児童生徒には、障害の種類や程度に応じた読書指導を進めていきます。

【具体的な施策】

ア　学校図書館では、利用案内を行うほか、学校ごとの推薦図書や優良図書を紹介するなどして利用拡大を図ります。

イ　秋の読書週間の読書教室や読書朝会など各学校において多様な読書活動を進めていきます。

ウ　全校一斉の読書活動は、児童生徒が読書習慣を身につけ、読解力を高める上で有効なため、今後も継続して実施していきます。

エ　児童生徒の読書状況や、学校図書館に置いてほしい本のリクエストなど、委員会活動において調査を推進していきます。

オ　図書室だよりや推薦図書リストの配布などを通して、保護者の読書への関心と理解が深まるように働きかけます。

9　１２学級以上の学校では司書教諭を指し、１２学級未満の学校では学校図書館主任となっている教員のことをいう。

カ　市立図書館と連携しながら学校図書館担当教諭や学校読書活動支援員を対象に学校図書館の運営や、読書指導の実技等に関するスキルの向上を図ります。

キ　障害のある児童生徒には、障害の種類や程度に応じた図書の提供などを通し、本に親しむ取組を行います。

ク　「図書館を使った調べる学習コンクール」及び応援講座への参加を促して、調べ学習に対する関心や技術向上を図ります。

4　地域、学校等の連携・協力

【現状と課題】

図書館では小・中学校が実施する読書週間関連事業に、職員やボランティアを派遣し、読書朝会でのストーリーテリングや、読書教室でのブックトークなどを行っています。

市内には子どもの読書活動推進を支援する地域ボランティアが数多く存在し、幼稚園・保育園や小学校における読み聞かせや、保護者等が学校図書館の図書整理など環境整備の活動を行っているところもあります。

また、川越市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町、鳩山町及び坂戸市では、連携して市・町立図書館の広域利用を進めています。

この広域協定と同様に東松山市及び日高市との相互利用協定、さらに、大学図書館(城西大学水田記念図書館、大東文化大学東松山図書館、東洋大学附属図書館)の図書資料の閲覧が可能となるなど本市と隣接する全ての市・町立図書館や大学図書館の利用が可能となっています。

市立図書館の高校生の利用は、学習室の利用が主体となっており、高等学校との連携については図書展示を行ってはおりますが、高等学校とも連携して、高校生に本に目を向けてもらい読書につなげられる方策を練る必要があります。

【施策の方向】

引き続き小・中学校や児童センターだけではなく、保護者や地域ボランティアと様々な形での連携や協力を推進するとともに、隣接する全ての市・町立図書館や大学図書館、高等学校、県立坂戸ろう学園との連携及び協力に努めます。

【具体的な施策】

ア　小・中学校への団体貸出や読書教室への職員派遣、学校読書活動支援員への関わりなど、市立図書館と学校の連携及び協力を進めます。

イ　保護者と地域ボランティアの活動について支援します。

ウ　大学図書館を地域連携協力図書館として、相互連携を推進します。

エ　市内の高等学校等との連携及び協力に取り組みます。

オ　学校読書活動支援員との情報交換等を通じ、小・中学校の学校図書館と連携及び協力を進めます。

第２章　子どもの読書活動を推進するための環境の整備及び充実

１　市立図書館の整備及び充実

(1) 図書資料の整備及び充実

【現状と課題】

読書は、大人、子どもに関係なく豊かな感性を育み、言語での表現や想像力、思考力を高めていくことができるものです。しかし、近年の読書を取り巻く環境や読書への意識は大きく変化しています。テレビやゲームの映像のほか、タブレットやスマートフォンなどの電子機器によるインターネット利用も浸透し、知りたいことをすぐに調べられる利便性もあることから、本よりもインターネットの情報を選択する機会が増え、「読書離れ」や「文字離れ」の一因となっています。

子どもの読書活動を推進するためには、興味を引き出す工夫と豊富で多彩な図書資料の計画的な整備が必要です。長く読み継がれているような基本的な図書は、常時利用できる状態に保つことが求められます。児童書の購入に際しては、新刊書ばかりではなく、既刊書も購入するなど、子どもの読書傾向やニーズに幅広く対応していく必要があります。

また、総合的な学習の時間をはじめ調べ学習が盛んになる中で、坂戸市の自然、歴史、文化財など広い分野が興味の対象になってきていますが、郷土資料の現状は大人向けに出版されたものがほとんどであるため、小学生にも利用しやすい郷土資料の整備が課題となっています。

【施策の方向】

児童書の購入にあたっては、引き続き計画的に進めます。またその際は、各年代別に幅広い収集と的確な選書に努めます。

このほか、郷土資料については、児童向けの資料の収集及び整備にも配慮します。

【具体的な施策】

ア　子どもの興味に応える、豊富で多彩な図書資料を計画的に整備します。

イ　新刊書に加え、既刊書の購入も進めます。

ウ　郷土資料のうち、児童向け資料の充実に努めます。

エ　図書の展示などを通じて、本と出会う機会を拡充します。

オ　電子書籍の購入を計画的に進めます。

(2) 設備等の整備及び充実

【現状と課題】

中央図書館に設置されている児童コーナーには、親子が座って紙芝居などを見ることができるエリアもあります。しかし、施設は建築後４２年が経過し、老朽化に加え本を読む場所や蔵書スペースの不足など、時代の変化に対応しきれていない面が散見されています。

また、図書館から離れた地域に住む子どもたちでも身近に本を手に取ることのできる環境を整備していくことが必要です。

【施策の方向】

子どもが明るい雰囲気でゆったりと本を読むことができるよう、児童コーナーをはじめ施設の整備充実に努め、施設の経年を考慮した、計画的な改修、修繕を実施します。

【具体的な施策】

ア　子どもの興味を引き出す新着コーナーやテーマ別の展示を行います。
イ　児童コーナーを充実させ、明るい雰囲気で利用しやすいものとします。
ウ　計画的な改修、修繕により、安全で快適な施設を維持していきます。
エ　計画されているこども図書館については、多様な状況の子どもに配慮したスペースの整備を進めていきます。

(3) 職員の充実

【現状と課題】

図書館の職員は、図書の選書、収集及び提供のほか、利用者からの読書相談、子ども読書活動に対する指導など、極めて重要な役割を果たしています。図書資料の充実に加え、デジタル化にも対応していく必要があります。そのため、専門的な知識・技術を持った司書職員の適切な配置や育成を図っていく必要があります。

【施策の方向】

司書職員の適正配置を進めるほか、研修等により司書の更なる専門的な知識と技術を活用し、読書相談・事業運営等に活かします。

また、職員研修を充実させ、司書職員だけでなく配置された全職員のスキルの向上を図ります。

【具体的な施策】

ア　司書の適切な配置に努めるとともに、研修等により職員のスキルの向上を図ります。

イ　子どもや保護者からの読書相談をはじめ、行事運営やブックリスト等の作成などに司書の知識技能を活かします。

(4)　読書活動に支援の必要な子どもたちのための諸条件の整備

【現状と課題】

子ども読書活動の推進には、全ての子どもたちが本に親しめる環境を整備していく必要があります。

特に、障害のある子どもたちや日本語の理解が難しい子どもたちなどに対する読書環境の整備が必要です。令和元年に施行された「読書バリアフリー法」では、視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書の困難な人々の読書環境を整備することを目指し、利用しやすいメディア(点字図書、拡大図書、電子書籍等)の充実と円滑な利用のための支援が行われるよう、図書館が必要な施策を講ずるものとしています。中央図書館では、活字による読書が困難な方を対象にした、読書サポートコーナーを開設（令和元年６月開設）し、また、音声読み上げ機能や文字の拡大機能のある電子書籍の貸出（令和３年１月開始）をしています。

さらに、資料の充実を進めるとともに、利用の拡大について障害のある子どもたちが通う学校や障害児通所事業所等との連携も充実させていく必要があります。

今後は読書バリアフリー法の第８条の規定に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」の策定を進めていきます。

市立図書館では、車椅子の利用に関しては、段差解消はずいぶん進んでいますが、書架間隔の拡張、低書架の配置など、更に利用しやすい環境づくりが必要です。

聴覚障害者(児)に関しては、現在筆談が主なコミュニケーション手段となっていますが、手話にも対応した環境整備を検討します。

さらに、外国語を母語とする子どもたちのために、外国語の資料の充実に努める必要があります。英語や中国語の資料は所蔵していますが、その他の言語の資料は少ない状況です。

また、案内をやさしい日本語で書かれたものにするなど利用しやすい環境づくりが必要です。

【施策の方向】

誰もが本に親しめる環境づくりのため、ユニバーサルデザインに基づく施設改善に引き続き努めるほか、図書館が行う障害者サービスの充実と様々な理由により読書活動が困難な子どもの支援を図ります。

読書活動の推進に協働して取り組むため、学校等の教育機関との連携を図ります。

【具体的な施策】

ア　視覚障害者(児)向けに、音訳[10]やアクセシブルな書籍（デイジー資料[11]、LL ブック[12]、バリアフリー絵本[13]）の充実を図ります。また、児童コーナーへの「りんごの棚」[14]の設置について検討します。

イ　点字図書館などとの相互貸借[15]を活用し、利用の拡充を図ります。

ウ　肢体不自由者(児)向けには、ユニバーサルデザインに基づき、段差解消など、車椅子をはじめ誰もが利用しやすい施設づくりに引き続き取り組みます。

エ　様々な理由で図書館まで来館できない子どもに対し、自宅からでも利用が可能な、アクセシブルな電子書籍の充実を図ります。

オ　聴覚障害者(児)向けには、手話によるコミュニケーションが可能となるよう、研修などを通じ手話の習得に努めます。

---

10 目による読書が困難な人に、本の内容を伝えること（対面朗読やデイジー資料作成)。ただ活字を読むのではなく、文意に合った正しい日本語のイントネーションで読むなど、利用者が聞き取りやすいように読むことに加え、表紙・装丁のデザインや挿絵、グラフ、表などもわかりやすく言葉で説明する。

11カセットテープなどのアナログデータに比べて、編集がしやすく、検索が容易で、音質が劣化せず、インターネットを通じて配信することもできるなど利便性が高い資料。

12やさしく読みやすく編集された本。

13点字絵本、さわる絵本、布の絵本など本を読むことが困難な子どもたちのために作られている絵本。

14 「りんごの棚」は、特別な配慮を必要とする子供を対象とした、アクセシブルな書籍のコーナーのこと。1993 年にスウェーデンの図書館で始まり、世界各地に広がっている。

15図書館間で相互に資料の貸借をすること。

カ　読書活動の推進に協働して取り組むため、県立坂戸ろう学園との連携・協力を進めます。

キ　障害児の周囲にいる大人たちへ、資料の紹介やサービスの広報に努めます。

ク　日本語以外の母語を持つ子どもたちのために、外国語資料の充実に努め、やさしい日本語での案内も作成します。

２ 学校図書館の整備及び充実

(1) 図書資料の整備及び充実

【現状と課題】

学校図書館は児童生徒にとって一番身近な図書館です。学校図書館は「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能がありますので、各校でよりよい図書館となるよう整備しています。

また、学校図書館システム[16]の導入に伴い蔵書管理や利用状況の把握をしています。

学校図書館内の蔵書は、「学校図書館図書標準」[17]に基づき管理していますが、学校図書館図書標準を達成できていない学校があることが課題となっています。

【施策の方向】

「学校図書館ガイドライン」[18]に基づき、図書資料の整備・充実に当たっては、各学年別に幅広い収集と的確な選書に努めます。

【具体的な施策】

ア 「学校図書館図書標準」に基づき図書資料の計画的な整備及び充実に努めます。

イ 新刊書に加え、古くなった既刊書の買い替え等も進めます。

(2) 設備等の整備及び充実

【現状と課題】

学校図書館が児童生徒にとって「心のオアシス」になるよう、読書に適した好ましい環境を提供していく必要があります。各小・中学校では学校図書館担当教諭や学校読書活動支援員が中心となり運営が行われていますが、学校施設の一部であるため、大規模な改善となると、校舎改修の時期に合わせて行うため、現状の中でできうる努力が必要となっています。

---

16 学校図書館の蔵書管理や貸出返却処理などの図書館業務や運用を行うもの。

17 平成 5 年 3 月に文部省(当時)が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標（整備すべき蔵書の基準）として設定したもの。

18平成 28 年(文部科学省)に学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示したもの。

【施策の方向】

学校図書館の設備等の充実を進め、児童生徒が利用しやすい環境づくりに努めます。児童生徒の利用拡大と保有資料の有効活用に資するため、学校図書館システムを活用した運営を推進します。

【具体的な施策】

ア　学校図書館の設備等の整備及び充実を引き続き進めます。

イ　学校図書館システムの効果的な運用を図ります。

(3)　学校図書館担当教諭等の充実

【現状と課題】

学校図書館運営の中心的役割を担う学校図書館担当教諭が配置されています。

また、平成２０年度から小学校に、平成２６年度からは中学校に学校読書活動支援員が配置されるなど、子どもの読書推進に向け、機能の整備・充実が図られています。

専門人材の確保が難しく、専門的・技術的な職務に従事する学校司書を学校図書館に配置できていないことが課題です。

【施策の方向】

子どもの読書活動を推進するためには、全教職員の共通認識のもと一体的に取り組むことが求められます。このため学校内の意識醸成に努めるほか、学校図書館担当教諭等(司書教諭及び学校読書活動支援員を含む)の資質向上を図ります。

また、学校図書館担当教諭等の適正配置を進め、学校図書館が十分機能を果たすよう努めます。

【具体的な施策】

ア　学校図書館担当教諭等を中心とし、児童生徒への読書活動の推進について校内の意識醸成を進めるとともに、推進体制づくりに努めます。

イ　学校読書活動支援員を配置し、児童生徒の学校図書館の利用促進に資するとともに、好ましい読書環境づくりを進めます。

ウ　学校応援団等、読書活動に協力いただける地域のボランティアの活用を進めます。

(4) 読書活動に支援の必要な児童生徒のための諸条件の整備

【現状と課題】

読書活動に支援の必要な児童生徒については、障害のある児童生徒や日本語以外を母語とする児童生徒が、障害の程度や日本語の習熟とともに発達段階に応じた読書活動ができるよう、個々の児童生徒に適した方法と資料で、担当教員や学校読書活動支援員による読書活動の支援が行われています。

学校図書館では、大型絵本や紙芝居などの資料が用意されていますが、必ずしも十分とは言えるものではありません。

【施策の方向】

読書活動に支援の必要な児童生徒が、障害の程度や日本語の習熟、発達段階に応じた読書活動を十分に行えるような、適切な図書を整備し、特別支援学級においても読書活動の啓発を進めます。

【具体的な施策】

ア　個々の児童生徒に適した、資料整備に努めます。

イ　個々の児童生徒が読書を楽しめるように、読み聞かせやそばで見守りや支援をする人材の確保に努めます。

第３章　子どもの読書活動に関する啓発及び広報の推進

１　「読書週間」を中心とした啓発及び広報

【現状と課題】

図書館では、「子ども読書の日（４月２３日）」や春・秋の「読書週間[19]」に合わせて図書館まつりや人形劇等の催しを行っています。

また、「読書週間」にちなんだ企画展示等を実施しています。

小・中学校では、読み聞かせ、朝の読書活動、学校図書館でのポスター掲示などの取組を実施しています。

子どもの読書活動については、通年で取り組むべきなのはもちろんですが、「読書週間」等は、子どもに読書の大切さを啓発するよい契機であり、このような取組を一層充実させていくことは意義のあることです。

【施策の方向】

「読書週間」について、多くの小・中学校で活動が推進されるよう努めます。

また、図書館で「子ども読書の日」や「読書週間」にちなんだ催し等を企画し、広報さかどや図書館だより等を通じて、子どもの読書活動推進に関する啓発及び広報を進めていきます。

【具体的な施策】

ア　図書館や学校等で「読書週間」を中心とした催しや様々な企画を更に推進します。また、それを広くＰＲします。

イ　広報さかどや図書館だより、図書館のホームページに、子ども読書活動の大切さに関する啓発記事を掲載し、図書情報やイベント情報を発信します。

ウ　図書館のホームページに親しみやすいページを開設し、子どもの読書環境について考えるきっかけとなるよう、子どもに限らず全世代に向けて魅力ある図書や行事などの紹介を行います。

19 こどもの読書週間（４月２３日～５月１２日）、読書週間（１０月２７日～１１月９日）

２　優良な図書の普及

【現状と課題】

埼玉県で作成された「埼玉県推奨図書」等の優良図書を図書館で展示しています。小・中学校では推薦図書リストや図書室だよりなどで子どもたちや保護者に向けて図書を紹介しています。

図書館が作成したブックリスト「あかちゃんといっしょに」は、０歳から２歳までの乳幼児を対象にしており、３か月児健診の際にブックスタート事業において配布しています。「絵本だーい好き」は、３歳から５歳までの幼児を対象にしており、３歳児健診において配布し、それぞれ年齢に合わせた絵本を紹介しています。

また、小・中学校の入学時には「入学おめでとうリスト」を配布しており、ヤングアダルト向けには「てぃーんず通信」を市立図書館で配布し、年齢に合わせた本を紹介しています。

【施策の方向】

「埼玉県推奨図書」については、今後も展示やリストの配布などで理解と関心が高まるよう普及に努めます。

ブックリスト「あかちゃんといっしょに」、「絵本だーい好き」等は、定期的に内容を見直しながら作成・配布を継続していきます。

【具体的な施策】

ア　図書館や学校図書館において、優良図書等のリストの配布や新着図書及びおすすめ図書の紹介、図書の展示を充実させます。

イ　乳幼児及び幼児向けだけでなく、小学校低学年から高学年及び中高生向けブックリストを引き続き作成します。

第４章　子どもが読書に親しむための推進体制の整備

【現状と課題】

学校教育や社会教育、家庭教育関係者等を構成員とする坂戸市立図書館協議会(以下「図書館協議会」という。)において、子どもの読書活動の推進に向けた協議が行われています。

【施策の方向】

本計画を効率的かつ効果的に推進するために図書館協議会において協議していきます。

【具体的な施策】

ア　子どもの読書活動推進の実践については、図書館協議会に事業実施結果や予定事業を報告し、協議内容を翌年度以降に反映します。

イ　図書館での子どもの読書活動の実践にあたり、図書館現場からの課題を図書館協議会へ報告し、対応について協議します。

ウ　計画推進にあたっては、事業参加者アンケートなどを継続し、現状分析や課題の把握を行います。

エ　関係機関との意見交換の場を設けます。

第３部　資料

坂戸市子ども読書活動推進計画の体系

【基本的方針】

１　本に触れる機会を増やす取組の充実

- １　家庭における推進
  - ・子どもの読書についての啓発や推進
  - ・子どもの読書に関わる取組の奨励
  - ・ブックスタート事業による家族での読み聞かせの啓発
  - ・乳幼児期からのわらべうた、手遊びの推奨
- ２　地域における推進
  - 図書館における推進
    - ・発達段階に応じた児童サービスの充実
    - ・図書館利用に障害のある子どもや外国語を母語とする子どもへのサービスの充実
    - ・地域ボランティアの支援
    - ・職員、ボランティア等に対するスキル向上、育成、活用
    - ・子育て支援事業等の読書活動への支援
  - 児童センター、その他施設における推進
    - ・図書館の団体貸出、配本制度を利用した蔵書の充実
    - ・乳幼児、児童対象事業等の内容の充実
- ３　学校等における推進
  - 保育園や幼稚園における推進
    - ・絵本に触れる機会の充実
    - ・園児に薦める本の紹介、保護者への支援活動の実施
    - ・絵本コーナーの充実
  - 小・中学校における推進
    - ・優良図書の紹介など、学校図書館の利用の促進
    - ・全校一斉の読書活動の継続実施
    - ・保護者への啓発
    - ・障害のある子どもや日本語を母語としない子どもへの適切な資料提供
    - ・調べ学習に対する関心や技術向上の促進
- ４　地域、学校等の連携・協力
  - ・市立図書館と学校の連携・協力の推進
  - ・地域ボランティアへの活動支援

2　子どもの読書活動を推進するための環境の整備及び充実

1　市立図書館の整備及び充実

図書資料の整備及び充実
- ・豊富で多彩な図書資料の計画的な整備
- ・郷土資料のうち、児童向け資料の充実
- ・電子書籍の計画的購入

設備等の整備及び充実
- ・新着コーナーやテーマ別展示の充実
- ・安全で快適な施設の維持

職員の充実
- ・司書の適切な配置
- ・職員の業務に関する専門的な知識・技術の向上

読書活動に支援の必要な子どもたちのための諸条件の整備
- ・アクセシブルな書籍の充実
- ・県立坂戸ろう学園との連携・協力の推進
- ・障害者サービスの向上
- ・外国語資料の充実
- ・やさしい日本語での案内作成

2　学校図書館の整備及び充実

図書資料の整備及び充実
- ・「学校図書館ガイドライン」に基づいた図書資料の整備
- ・既刊書の買い替えの推進

設備等の整備及び充実
- ・学校図書館の整備・充実の推進
- ・学校図書館システムを活用した学校図書運営の推進

学校図書館担当教諭等の充実
- ・学校図書館担当教諭を中心とした推進体制の確立
- ・学校読書活動支援員の適正配置の推進

読書活動に支援の必要な児童生徒のための諸条件の整備
- ・きめ細かな指導のための資料整備
- ・読み聞かせ等の支援をする人材の確保

3　子どもの読書活動に関する啓発及び広報の推進

1　「読書週間」を中心とした啓発及び広報
- ・「読書週間」を中心とした取組の推進
- ・広報さかど・ホームページ等による啓発及び広報

2　優良な図書の普及
- ・埼玉県推薦図書リストの配布や新着本の紹介の充実
- ・ブックリストの作成・拡充

4　子どもが読書に親しむための推進体制の整備

- ・子ども読書活動推進計画の進捗状況の把握
- ・図書館協議会での協議
- ・関係機関との意見交換の場の設置

第５次坂戸市子ども読書活動推進計画

令和８年９月

坂戸市立図書館

坂戸市仲町１番２３号
電話　０４９－２８１－６３６９